

第65回会期

議事日程議題33

総会採択決議

[主要委員会への付託なし (A/65/L.79 および Add.1)]

**65/283. 紛争の平和的解決、紛争予防と解決における仲介の役割を強化すること**

総会は、

国際連合憲章に記されている目的および原則によって導かれ、

全ての国家の主権、領土保全および政治的独立の尊重に対する総会の公約を再確認し、

憲章の第33条1項を含む第VI章および仲介に関する他の諸条を想起し、

憲章の下での総会の責任、機能および権限を念頭に置き、よって仲介を通じたものを含む、紛争の平和的解決、紛争予防と解決に関係する出来事における総会のあらゆる関連決議を想起し、

あらゆる国家の主権平等、領土保全と政治的独立の尊重およびその国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、国際連合の目的と原則に両立しないいかなる方法によるものを慎む加盟国の義務を支持し、そして平和的手段によるまた正義と国際法の諸原則に一致した紛争の解決、植民地支配または外国の支配の下に未だある人民の自決権、国家の国内問題への不干涉、人権および基本的自由の尊重、人種、性、言語または宗教のような差別なしに全ての者の平等な権利の尊重、経済的、社会的、文化的若しくは人道的性格の国際問題を解決することにおける国際協力並びに憲章に従って想定される義務

の誠実な履行を支持する、総会の公約を再確認し、

武力および他の形の紛争並びにあらゆる形態と表現におけるテロリズムおよび人質を取ることが、世界の多くの地域で依然として存続していることを念頭に置き、

武力紛争の予防に関する 2003 年 7 月 3 日の総会決議 57/337 および紛争の仲介におけるものを含む、事務総長の周旋の重要な役割を認識しまたこの分野における事務総長の能力を強化することにおける彼の取組を支持している 2005 年の世界サミット成果文書<sup>1</sup>を想起し、

仲介と事務総長の支援活動を強化することに関する 2009 年 4 月 8 日の事務総長報告書<sup>2</sup>に留意し、

憲章に従った国際の平和および安全の維持における総会と安全保障理事会の各々の役割と権限を再確認し、

仲介に関するあらゆる関連する総会決議および安全保障理事会議長声明を想起し、

仲介についての増加しつつある関心および仲介の提供並びに仲裁の利用および国際司法裁判所の役割と機能を含む、憲章第 VI 章に言及された他の手段を害することなく、紛争の平和的解決、紛争予防と解決における有望且つ費用効果のよい手段としてのその利用を認識し、

仲介が、紛争へと拡大しまた更に拡大する紛争から争いを予防すること、並びに紛争の解決を前に進めること、それゆえに予防することおよび／または人の苦しみを減らすことそして永続的平和および持続可能な開発に資する条件を創設することにおいて果たし得る有益な役割もまた認識し、そしてこれに関連して、平和と開発は相互に強化していることを認識し、

正義は、持続可能な平和の重要な基本的要素であることを強調し、

より平和な、繁栄したまた正しい世界のなくてはならない根拠である、憲章の目的および原則並びに

---

<sup>1</sup> 決議 60/1 参照。

<sup>2</sup> S/2009/189.

国際法に対する総会の公約を再確認し、またそれらに対する厳格な尊重を助長しまた世界中に公正且つ永続的な平和を確立する総会の決意をくり返し表明し、

仲介を通したものを含む、憲章および国際法に従った、紛争の平和的解決、紛争の予防と解決は、憲章第 36 条を害することなく、加盟国の主要な責任のままであることを想起し、

平和構築およびとりわけ紛争後の諸国が紛争に逆戻りすることを防ぐことにおける回復過程における仲介活動の重要性を強調し、またこれに関連して平和構築委員会の議題にある諸国における和平努力を支援することにおける平和構築委員会の助言的役割を認識し、

合意された職務権限に従った国際連合仲介能力を策定する、事務局の政治局およびその仲介支援部門を通した、事務総長の周旋並びに彼の取組を想起し、

憲章第 VIII 章に規定されているような国際の平和および安全の維持における地域的並びに準地域的機構の役割を再確認し、また特定の争いまたは紛争の当事者の同意を得て行動する、多くの地域における、仲介者としてのその重要な役割に留意し、

仲介で活動中の国内および市民社会の関係者を認識し、またこれに関連して、適切な場合には、彼等の貢献を奨励し、

具体的な仲介の文脈において関与する関係者間の協力および調整の必要性並びに仲介活動のための能力構築の必要性もまた認識し、

紛争の平和的解決、紛争防止と解決における仲介の役割を強化することに向けた措置としての、和平活動のための仲介を含む、仲介のための異なる活動を歓迎し、

あらゆるレベルでの、あらゆる段階でのまた紛争の平和的解決、紛争予防と解決のあらゆる側面における女性の完全且つ効果的な参加、並びにあらゆる仲介者とそのチームに対する適切なジェンダーの専門知識の提供の重要性を認識し、更なる取組が和平仲介者の長若しくは指導的地位として女性が不足していることに対処するために必要であることに留意し、そしてこの文脈において、関連するあらゆる国際

連合決議および北京宣言並びに行動プラットフォーム<sup>3</sup>の完全且つ効果的な履行を再確認し、そしてなおその上にこれに関連したジェンダー平等と女性の力の向上のための国際連合機関（UN・ウィメン）の役割を歓迎し、

1. 全ての加盟国は、紛争の平和的解決、紛争予防と解決におけるものを含む、国際連合憲章に規定されたその義務に厳格に従うべきものとするをくり返し表明する。

2. 適切な場合には、加盟国に対し、紛争の平和的解決、紛争予防と解決のために憲章の第VI章に言及された仲介および他の手段の利用を最大限に活用することを招請する。

3. 適切な場合には、仲介努力に対する加盟国の貢献を歓迎し、また適切な場合には加盟国に対し、一貫した仲介および反応性を確保するため、場合に応じて、国の仲介能力を策定することを奨励する。

4. これに関連して、加盟国に対し、紛争の平和的解決、紛争予防と解決のあらゆるフォーラムおよびあらゆるレベルにおいて、とりわけ意思決定レベルにおいて女性の平等、完全且つ効果的な参加を促進することを奨励する。

5. 加盟国に対し、適切な場合には、国際連合の仲介能力並びに適用可能な場合には、地域的および準地域的機構のそれを利用すること、そしてその二国間や多国間関係における仲介を促進することもまた奨励する。

6. 全ての加盟国に対し、仲介の成功を確保するため、仲介並びに国際連合と地域的および準地域的機構の仲介能力構築活動のため、全ての作用する資源の持続可能性と予測可能性を確保する目的で、時宜を得た且つ適切な資源を提供することを考慮することを招請する。

7. 事務総長に対し、憲章および関連する国際連合諸決議に従った、周旋を申し出続けることおよび国際連合の特別代表や特使に対して、適切な場合には、仲介支援を提供し続けること並びに地域的および準地域的機構並びに加盟国との協力関係を高めることを要請する。

---

<sup>3</sup> 女性に関する第4回世界会議報告書、北京、1995年9月4日-15日（国際連合出版、Sales No. E.96.IV.13）第1章、決議1，添付文書IおよびII。

8. 仲介努力に対する時宜を得た且つ質の高い支援を確保するため、十分に訓練された、公平な、経験のあるそして地理的に多様な仲介過程とあらゆるレベルでの実質的な熟練者の重要性を強調し、更新された仲介者の名簿を維持することにおける事務総長の取組を支援し、またそのジェンダーバランスと公平な地理的代表的代表制を改善する継続的な取組を奨励する。

9. 事務総長に対し、国際連合がスポンサーとなった和平過程において仲介者の長若しくは指導的地位として女性任命すること、並びにあらゆる国際連合過程のために適切なジェンダー専門知識を確保することを奨励する。

10. 重複を避けるための、合意された職務権限に従ってまた法の支配および説明責任の分野におけるものを含む、既存の国際連合活動と制度を十分に考慮して、加盟国により合意された職務権限に従って、国際連合制度の仲介能力、とりわけ政治局の仲介支援部門およびその反応性を強化し続ける事務総長を賞賛する。

11. 事務総長に対し、加盟国および他の関連する関係者と協議して、特に、過去および現行の仲介過程からの教訓を考慮しつつ、より効果的な仲介のための指針を策定することを要請する。

12. 責任のある且つ信頼のおける仲介は、特定の争いまたは紛争の当事者の同意、仲介者の不偏性、合意された職務権限の遵守、国家主権に対する尊重、適用可能な条約を含む国際法の下での国家や他の関連する関係者の義務の遵守および過程と実質的な専門知識を含む仲介者の活動のための準備を要求していることを認識する。

13. 紛争の平和的解決、紛争予防と解決のための仲介能力構築における加盟国および要請に基づいた関連する地域的並びに準地域的機構を、支援する事務総長の取組を歓迎し、また事務総長に対し、合意された職務権限に従って、これらの取組を継続することを求める。

14. 国際機構、地域機構および準地域機構と国際連合との、相互のそして市民社会とのパートナーシップと協力の、また一貫性および具体的な仲介の文脈において関与する関係者の取組の相互依存を確保するため、情報共有、協力並びに調整を改善する制度を策定することの重要性を強調する。

15. 関連する、国際機構、地域機構および準地域機構並びに市民社会に対し、仲介能力および適切な場合には、制度並びに資源動員を策定することを招請した彼等に対し、効果的な仲介のための国際連合指針に従うことを奨励する。

16. アフリカ連合の仲介能力と制度、とりわけその早期警戒評価制度および予防と対応能力を策定することにおけるその取組を歓迎する。

17. 事務総長に対し、総会の第 66 会期での加盟国による審議のために本決議の履行についての報告を提出することそして報告書の添付資料として、加盟国と他の関連する関係者の見解並びにより効果的な仲介のための指針を含めることを要請し、また事務総長に対し、加盟国とのより密接な協議を促進しまた透明性を増すためにこの問題について定期的な説明を開催することを要請する。

18. 「武力紛争の防止」と表題のつけられた議題、「紛争の平和的解決、紛争予防と解決における仲介の役割の強化」と表題のつけられた部分項目の下で、第 66 回会期の暫定議事日程に含めることを決定する。

第 102 回本会議

2011 年 6 月 22 日